

中路委員 いま事務当局の皆さんに、どうするかという具体的なことで御質問しても、お答えしにくいと思いますが、どうなっているか、実情をもう一度ぜひお調べ願いたいと思うのです。その上で、どういう対策を立てるかということは、また具体的に検討もしていただきなければいけないと思いますけれども、その後もいろいろ、先ほど一、二例をあげましたけれども、そういう訴えも私たちのほうにも来ていますし、これは与党の皆さんとのころにも、たびたびお伺いしているという話も聞いていますので、ひとつ実情を調べていただきて、検討をもう一度していただきたい、どうするか、どういう対策が考えられるかということについてですね。これは要望としてだけお話ししておきます。

最後に、もう一点だけですが、今度の改正案の中で、戦後の軍法会議処刑者で恩赦を受けた者に対する恩給権の回復というのがあります、この中身を一言、簡潔に御説明願いたい。

菅野政府委員 恩給の立て方といたしましては、たとえば在職中に禁錮以上の刑に処せられた者には恩給権がなくなるというふうな立て方になっていたわけでございますけれども、昭和三十七年の改正におきまして、その中で、恩赦になられた方、しかも罪そのものが非常に軽微な方については、永久に恩給権を奪っておくということはいかがかというようなことがございまして、現在あるような法律改正がなされているわけでございます。

今回改正をしようといたしますのは、その中で、特に戦後の軍法会議で罪になられた方々の中で恩赦になった方に着目をいたしまして、戦後のいろいろな混乱期に、軍隊そのものも制度としてなくなっていく過程においていろいろありました問題につきまして、特にその中で恩赦になった方については、いま言いました二年とか三年とかいう限度のことをはずしてもいいのではないかということになりまして、改正案を提案申し上げているわけでございます。

中路委員 そうすると、御存じかと思いますが、例の戦後、厚木航空隊で起きました事件、抗命罪ですか、その人たちも、今度の場合対象に入るのですか。

菅野政府委員 厚木航空隊の方々全部、はっきりしたあれを持っているわけではございませんけれども、一般的には、いわゆる年金である恩給をもらっている方々は、小園大佐だけというふうに聞いておりますが、小園大佐につきましては、いま言いました

ような趣旨で該当することになると思います。

中路委員 私も、ちょっときょう手紙を持ってこなかったのですが、この航空隊の事件に関係したもと大尉の田中悦太郎さんといいますか、週刊誌にも出ていましたが、神奈川県の藤沢に在住ですが、その方からも訴えの手紙を昨年いただいたわけです。私たちは、戦争の継続について、これを肯定するとか、あるいは政治的な名誉回復という立場から取り上げるわけにはいきませんけれども、こういう混乱時に起きた問題での皆さん、いまの生活の問題やあるいは家族の皆さんの現状を考えてみた場合に、そういう点では、やはり何らかの形の救済が必要ではないかというふうに今まで考えていました。その点で、今度のこの改正案の中で、いま御質問したような戦後の軍法会議処刑者で恩赦を受けた者に対する恩給権の回復という問題もありますし、こういった中で、このような皆さんの家族を含めて、現状の中での生活の問題がこの中にはありますから、こういう点をやはり十分考慮されていかれるように、特に要望しておきたいと思うわけです。

いまの点につきましては、ちょっと私も具体的な資料を全部きょう持っていないので、質問が具体的でないかもしれませんけれども、御存じでありますから、終わりに一言、この事件についてお答え願いたいと思います。

菅野政府委員 先ほど申し上げましたようなことでお答えが尽きると思いますけれども、このことによって、従来恩給が支給されないような方々についても、年金である恩給については、回復をする方々があるということでございます。

中路委員 一応約束の一時が過ぎましたので、終わります。

徳安委員長 小濱新次君。

小濱委員 時間の制約を受けましたので、問題点を追ってこれから御質問をしていただきたいと思いますが、まず、総務長官、恩給局長、賞勲局長、それから厚生省の横溝課長さん等に御質問をしていただきたいと思いますので、よろしく御答弁を賜わりたいと思います。

まず、総務長官に御質問いたしますが、今回の恩給法改正案の第二条関係で、昭和二十八年法律第百五十五号の附則に加えられた、第四十七条から第四十九条に関連をする問題であります。

御承知のように、終戦時、首都防衛の使命を負っていた厚木航空隊の事件であります

が、この事件は、厚木航空隊司令海軍大佐小園安名氏を中心となり、ポツダム宣言の受諾に反対し、徹底抗戦を主張し、積極的な抗戦活動を続けた事件なのであります。この行為に対し、昭和二十年十月二十六日及び十一月に、横須賀鎮守府臨時軍法会議は、主犯小園氏に無期禁錮刑、外七十名に対し禁錮八年ないし一年の判決を言い渡しておるのでございます。その後、新憲法の公布を機会として、昭和二十一年十一月三日、大赦令が出され、特赦基準において党与抗命罪も含められ、厚木航空隊事件関係者は、主犯とされた小園氏を除き赦免され、小園氏は無期禁錮から禁錮二十年に減刑され、昭和二十五年九月四日、特別上申により禁錮十年に減刑、昭和二十五年十二月五日熊本刑務所を仮釈放されて、その後病を得て、この世を去ったのであります。

厚木航空隊事件関係者の名誉回復については、今までに国会並びに政府に対し、請願並びに陳情がなされており、新聞、テレビなどにおいても、幾たびか取り上げられ、また、相良俊輔氏の著作による「あゝ厚木航空隊」に詳細に記述されている問題でもあります。

今回、恩給法の改正によって、この種の恩給失権者が権利を回復されることになったことは、これは、政府または関係各位の御努力によるものと、深く謝意を表する次第であります。この法案が成立しました際には、一日も早く事件関係者または遺家族に対し、恩給が支給されるよう政府は努力すべきであると考えます。

また、本件に該当する人員は、約百人くらいと聞いておりますが、正確には対象人員は何人か、また陸海軍別にそれぞれ何人か、おわかりになればお示し願いたい。また、所要経費についても伺いたい。

菅野政府委員 まず、該当者の数でございますが、これは、はっきりした数がわかりませんので、一応予算積算上百人ということで御提案を申し上げておるわけでございます。したがいまして、陸海軍別その他詳細な内訳は持っておりません。

それから、金額でございますけれども、金額は、今度の改正によります予算所要額は、六百万というふうに計上いたしております。

小濱委員 私どもは、経過をいろいろなことから伺っておりますが、大体陸海軍人含めて二千余名と聞いておったわけであります、どうして対象人員を百名と出したのか、これは、やはりはっきりしなければならない問題であろうと思うわけです。ところが、局長の御答弁ですと、はっきりしたわけではないと言う。先ほどの答弁もこれであります。

しかば、この百名という対象人員のこの数字は、厚生省で出してこられたもののか、その辺、ひとつ厚生省の横溝業務第二課長から、御承知ならばその経緯について伺

いたい、こう思います。

横溝説明員 私ども、かつて終戦後の受刑者を調べたことがございます。その結果が先生御指摘のような約二千三百名、こういうことでございまして、この二千三百名は、非常に若い方あるいは応召して直ちの方、こういう方が全部入っているのでございます。したがいまして、その中から、恩給局のほうとかつて相談したと思いますが、年金受給者を約百名と推計された、こういうふうに了解しております。

小濱委員 そうすると、罪名別にあるいは計数別に推定をしての予算で、正確には不明だが一応の積算である、こういう形になるわけですか。御答弁願います。

菅野政府委員 一応の推定をしてということでございますが、その推定も、いま厚生省のほうからも、お話をございましたけれども、非常に荒っぽい推定でございます。

小濱委員 初年度六百万、平年度二千四百万と伺いましたけれども、この予算で、人員の増減がたとえあったとしても、その扱いには差しつかえはない、こういうふうに理解していいわけですね。

菅野政府委員 一応の積算が、いま申し上げたものでございますけれども、恩給費は全部まとめて予算の計上をされておりますので、差しつかえはないというふうに思います。

小濱委員 これは総務長官にお尋ねしたいんですが、いま私がいろいろと当初、経過についてお話を申し上げました。お聞きになっていたいと思いますし、よく御理解をいただいたいと思いますが、いまやわが国は、戦後半世紀を経て経済大国に発展し、さらに新しい福祉国家へ転換しようとしており、終戦時の厚木事件のごときは、歴史の一こまであったと追憶するにすぎないほど時が流れてあるわけであります。しかしながら、いまなお遺家族は、その罪名によって精神的にも経済的にも今日まで苦労させられてきているわけであります。ことばには言い尽くせない苦労があったことを、私どもは拝察をしているわけでございますが、終戦処理の一つとして、このような事件のあることに対し、政府は現在どのようにお考えになっておられるのか、これは担当大臣でありますので、ひとつ御所見を承りたいと思うわけであります。

小坂国務大臣 軍法会議の問題について、私が担当だとは考えておりませんが、恩

給に関連してのこととございましたら私、お答えを申し上げなければならぬと思います。

いま小濱委員が御指摘になりました、また長年この小園大佐の名誉回復の問題について、たいへんな御尽力をいたいたことは、よく承知してあるわけであります。そうした意味で、この小園大佐の名誉回復がなされたということは、たいへんけっこうなことだと考えるわけであります。

小濱委員 今回の法案の中に、要綱の内訳の第九、「戦後の軍法会議処刑者で恩赦を受けたものに対する恩給権の回復」という見出しがあるわけです。ですから、その該当者の人たちを、これからいろいろ申し上げて、見解をあるいは御所見を承るわけでありますから、どうかひとつ國務大臣として、これは当然大いなる関心を持ってもらわなくちゃならない問題でありますので、そのような立場に立っての御答弁を特にお願いをする次第であります。

どうもお伺いしておりますと、正確な人員もつかんでいない、あるいはまた陸海軍人のそういう縦分けもできない、予算は一応計上してある、こういうことで、さて、どこまでこの問題を、この法案を通していただいた自後救済することができるかという目安も立たないわけです。該当者は、もう三十年もたってありますからあきらめておるでしょう。何らそれらしい積極的な通知なり呼びかけがなければ、本人たちは無関心のうちに、もう申請もできないで、そのまま終わっていくんじゃないかという、そういう憂いも出てくるわけであります。戦後三十年たっているわけですから、当然そのような心境になるであろう。こういう立場から、何としてもこの際、この戦後処理といわれる一つの問題点の解決を、私はいま申し上げておるわけでありますので、どうかひとつそういう立場でこれからも御答弁をお願いしたい、こう思います。

次に、今回特に問題にもなっております恩給の実施時期の繰り上げについて質問をいたします。

恩給と公務員給与との実施時期を比較すると、あまりにも著しい開きがあり過ぎるわけです。公務員給与の場合は年度当初の四月から実施されており、恩給の場合は翌年の十月から実施され、一年六ヶ月のおくれがあります。恩給の改善方式は、公務員給与の改善率にスライドさせているが、その実施時期も、年度当初の四月から実施すべきであると考えるわけでありますが、特に、この軍法会議処刑は戦後三十年も経過しており、その遺族の年齢も相当高齢者になっており、恩給の実施を遡及させて実施してやるべきと、こう考えるわけでありますが、この点はいかがでありますか。ひとつ総務長官から御答弁をいただきたいと思います。

小坂国務大臣 小園大佐の名誉回復の問題に関連して、小園大佐の恩給の問題に限

定して御答弁申し上げますが、ただいまのように長い間御苦労をいたいたという事実も、よく理解できますけれども、小園大佐に限って支給時期を大幅に繰り上げ、その補償をいたすということについては、なお他の一般の恩給受給者の処遇の問題についても、よく検討してみなければならないと、われわれ、いま考えてあるわけでございます。したがいまして、特例を設けることは、いまの時点ではなお困難であるというふうにお答えせざるを得ないわけでございます。

小濱委員 当時の党と抗命罪の、いわゆる数多い犯罪者の中での中心人物ということで、非常に広く問題を取り上げられた方が小園安名海軍大佐であったわけです。私もちょうど江田島海軍兵学校におりました。そういうことで、よくこの問題については承知をいたしております。総務長官もたしか海軍出身であるはずです。これは知らないはずはないのです。そういうわけで、その関係者全体を厚生省も総理府も、先ほども二千三百名と横溝課長はおっしゃっておりましたけれども、これだけの人を長い年月かかって調査に調査を進め、最後にそのふるいに残った人たちが百名、それに対する初年度が六百万、平年度二千四百万という数字が出てきたわけです。

私は、小園さんだけ救えと言っているわけじゃない。当時一緒に処刑された人が七十名、隣の航空隊にいまなおその名誉回復ができないある人たちがたしか十三名、その他国内外で相当の人がいたはずです。そういう実態がいままで明らかにされなかつたわけですけれども、今回、恩給法の改正点で、これは、もう総理大臣も確かにこの問題については確約をしてくださいました。あるいは防衛庁長官、法務大臣あるいは総務長官、厚生大臣もそうですが、とにかく五省庁の各國務大臣も、この件については御努力を賜わったことを私は心から感謝をしておるわけでありますが、ここまで来て、いわゆる決着の段階に来て、この問題に対する政府の答弁、御所見というものは、やはりはっきりさせていただきませんと、この問題の決着が、また今後に持ち越すような形になるのではないかということで私は心配しているわけであります。どうかひとつ、そういう立場から、いま一度総務長官の御答弁を希望いたします。

小坂国務大臣 先ほども恩給局長から概数で百名ということをお答え申し上げましたが、恩給の受給該当可能年齢四十五歳からでございまして、当時この一連の事件に巻き込まれて、軍法議会において処刑をされた方々の中から四十五歳以上の人を大体選んで、百人という数字を出したものと聞いております。

〔委員長退席、小宮山委員長代理着席〕

菅野政府委員 いま長官お答えいたしましたけれども、要するに、二千何百人とい

う数の方は、確かに終戦後の軍法会議で処刑された方々でございまして、その中で、要するに年金である恩給の受給権を持っている者を想定いたしますと、百人ぐらいになるのではないか、先ほどお答えしたとおりでございます。そういうことを今回改正をするわけでございますけれども、そういう該当者に、実際この改正によって受給権を得られる人が漏れることのないように、私たちとしてもいろいろな手立てを講じていきたいというふうに思っております。

また、実施時期の問題は、長官先ほどお答え申しましたように、これはほかのいろいろな恩給の改正の時期とやはり飛び離れるわけにはまいりませんので、事情はよくわかりますけれども、現在のところ、そういうことで御提案を申し上げているわけでございます。

小濱委員 戦後三十年も経過して、その遺族の年齢も相当高齢者になっているわけですね。恩給の実施を遡及させて、そうして実施をしろということは、これは当然のことだと思う。いろいろとこの時期の問題については、御検討賜わってあるようあります。私は、そういう立場から、もう各委員もこの問題については、御質問があろうかと思いますし、これから当委員会の活動にかかわるわけですから、やはり政府としてもそのお考えの上に立って、そして委員会の意見というものをよろしくそなたくをして、そうしてこの遡及実施に努力をしてもらいたい、私どもはそういうふうに考えておるわけであります。もう一度ひとつ局長から御答弁いただきましょう。

菅野政府委員 実施時期の問題につきましては、先ほど来いろいろ問題になっておりまして、総務長官もお答えを申し上げているところでございます。いろいろな考え方、いろいろな見方というものがございまして、私たちとしても、十分関心を持っておるところでございます。

小濱委員 よく御存じのはずであります、少し申し上げさせていただきますが、当時としては神州不滅の信念に徹しという、この一身を捨てて憂国の至情に出た行為が、身をささげた国家によって罪に問われるということは、これは何という悲劇であろうかという、私どもは考え方を持っているわけであります。今日、一人の生命は地球よりも重いと、こういわれてますが、当時の軍人にとって、名誉は命よりも重かったはずであります。政府は、このような個人の名誉に対する棄損行為については、あらゆる方策をもってその名誉回復に応ずるべき義務が私はあると思うわけです。ただ恩給だけを復活させるからそれでいいじゃないか、それも名誉回復の一つになるかとは

思いますけれども、それだけでは、まことに心さびしい措置といわざるを得ないと私どもは考えておるわけです。

名誉回復という問題について、非常にこれは複雑な悩みを持っておりますから、答弁もしにくいかとは思いますけれども、この問題については、もういろいろと各國務大臣の御意見もそれなりに伺ってまいりまして、ようやくここまで法改正に踏み切ることができたいまの時点ですから、やはり締めくくりのそういう立場で、決着をつけるというそういう立場で、政府の心あたたかい答弁というものが出てこなければならない、こういうふうに私は考えて御質問をしているわけであります。ひとつ再度、国務大臣の御意見を承りたいと思います。

小坂国務大臣 小濱委員の御心情はよくわかります。そうしてまた私らも、今日までの政府がこのような形で恩赦、大赦を行なったといいきさつも十分踏まえて、今後恩給問題につきましても、十分検討をしてまいる所存でございます。

小濱委員 大臣の御心境あるいはお立場というものを、私は推しはかっていないわけではありませんが、非常に責任の重いお立場にある総務長官でありますので、御無理な御答弁を要求しているようになるかとは思いますけれども、三十年間待ちに待った、きょうはその最後の政府の御心情というのが、ここに出てくるですから、どうかひとつ、これからも、なおそうした心情の上に立って御答弁をちょうだいしたい、こういうふうに思います。

それから、総務長官にお尋ねを申し上げますが、この厚木事件を顧みますと、長い間、海軍において教育された軍人の、いちばん國を憂える至情から端を発した行為であって、一片の私心があつたものとは思われないわけであります。私、戦後三十年間保管されていた判決文を発見することができました。昨日、総務長官に御提示していただくように依頼をしておきました。私の調べたところによると、旧軍事裁判にあっては、佐官が被告である場合は、弁護人が二人つくのが規則であったはずですが、小園氏の場合は、一人もつけられなかつたと聞いております。裁判というには、あまりにもお粗末であり、また小園氏に対する臨時軍法会議は、終戦時の昭和二十年八月十五日を過ぐること二ヶ月後の十月十六日に無期禁錮刑を言い渡しております。そして翌日の十月十七日の大赦令においても、軍刑法による党与抗命罪は該当されないこととされたのも、連合国側に対する思惑があったということであります。

このようなきわめて政策的な措置によって小園氏は、当時、従五位勲三等功四級海軍大佐という、本人の名誉並びにこれに伴う諸権利を失権しました。そして遺族は、その罪名によって精神的にも経済的にも、今まで苦労されてきたわけであります。戦後

約三十年にして、今日やっと恩給権の復権を得たのであるが、さらに、この叙勲制度の復活なども考慮して、このような人たちの失権した勲等についても復活させてはどうか。叙勲制度の復活は、戦後の功労者を対象としているが、政府の行政措置であるから特例を設けて、勲等を失権したこのような人たちに復権させることを考えてはどうか。この点についての政府の所見を承りたい。

小坂国務大臣 お答え申し上げます。

小園氏の勲記、勲章につきましては、いわゆる定例叙勲によりまして、昭和十八年五月十一日付をもって勲三等瑞宝章が発令されておりました。小園氏は、昭和二十年十月十六日、横須賀鎮守府臨時軍法会議で有罪の判決を受け、当該勲記、勲章は取り消されております。

今回、恩給法の一部を改正する法律案によりまして、小園氏の恩給が復活されるといたしましても、すでに戦後死亡されているので、取り消されました勲三等瑞宝章の勲記、勲章の回復に関しては、恩給と栄典とはその性格を異にしてあるというような考えに立ちますれば、非常に困難な問題であると存じます。しかし、今後この問題につきましても、慎重に検討いたしてまいりたいと考えております。

小濱委員 そういう実例もなかなか少ないようあります。しかし、過去を振り返ってみると、これは実例がなかったわけではありません。これは、もう関係者よく御存じのとおりであります。過去にそういう例もある立場から、せっかく恩給の復活問題が今回取り上げられたわけでありますので、そういう点で、この叙勲制度の復活という問題も、何らかの対策を講じていただきたいと私どもは心から念願をしておったわけであります。いま総務長官からは、今後慎重に検討する、こういう御答弁でございました。恩給が復活されれば、当然そのあとにこの叙勲制度の復活という問題も起こってくるであろうと思います。この名誉回復ということを、陳情者の方々もあるいは遺家族の方々も申しておるわけですが、その名誉回復というのがどういうことなのか。これは、もう金のことなんかは一言も言っておりません。恩給復活の問題あるいは勲章の問題等も言っておりません。

この判決文にありますように、みごとと言ってはなんですけれども、その功績、人柄、やむを得ない当時の事情等々が、四百字詰めの原稿用紙に十四、五枚もありましょうか。私も全部読ましていただきました。それでみごとということばを使わしていただいたわけですが、そういう立場からも、当時命をささげて戦いを宣言した、そういう人たちに対する最後の政府の心あたたかい措置ということになれば、恩給は復活したのですから、できるのですから、叙勲制度の復活も当然あってしかるべき、こういうふうに私どもは

考えるわけです。

慎重に検討するというそのお答えを、私どもは今後期待を持って、信じて、実現をお待ちしていきたい、こういうふうに考えるわけでありますが、総務長官、そういうふうに理解してよろしいかどうか、御答弁をお願いしたいと思います。

小坂国務大臣 詰めての御質問でございますけれども、勲章褫奪令というのまだ有効でございます。その勲章褫奪令は、御承知のとおりの形で、特に小園大佐に対しての勲章、勲位剥奪ということになるわけでございます。したがいまして、このケースだけを特別に処理するということは、きわめて困難だと思いますし、同時にまた、小濱委員から昨日ちょうどいいましたこの判決の中の文章を見ておりますと、「日本政府ノ聯合国ニ対スル和平交渉ノ経緯並ニ」……

小濱委員 長官、それはいいですよ。それを読むなら全部読まなければいけませんよ。前後のことばがありますよ。

小坂国務大臣 ありますが、しかし、ここにあります諸点もございまして、したがって、小濱委員の心情は理解できますが、これを一つの行政措置の中で処理するということについては、なお慎重な検討を重ねる必要があるということを、重ねて御答弁させていただきます。

小濱委員 いま、たいへん失礼なことを申し上げたのですが、この判決文を読んでいただくとするならば、これは前後を全部読んでいただきませんと、その人の功績というものはわからない。その罪状というのもわからない。最後にその締めくくりのことばがあるわけでして、時間の制約も受けておりますので、それを全部読む時間がないことは、非常に残念に思いますが、あえておとめしたわけです。

最後に、総務長官にいま一言御答弁をいただきたいと思いますが、多くの遺家族は、先ほども申し上げましたように、恩給の支給や叙勲制度の復活のみを願ってきたわけではないのです。ただ一筋に、厚木航空隊事件及びその他関係者の名誉回復の措置を、長い間、国会並びに政府に対し、請願及び陳情を続けられてきたわけであります。今回の法改正は、恩給の復活という問題でありますけれども、叙勲制度の復活という問題については、今後慎重に検討するということであります。このことで名誉回復になったというふうに私は理解をしているわけであります。遺家族の名誉回復という願いがどこにあるのかということですが、せめて恩給法の回復ができたということで、これで名誉回復になると思います。叙勲制度の復活ができれば、なおそれにプラスされるものと思い

ますけれども、この法改正だけであっても、名誉回復になったのだというふうに私は理解してあるわけですが、そういうふうに理解をしてよろしいかどうか、ひとつ総務長官の忌憚のない御意見を最後に承って、私の質問を終えたいと思います。

小坂国務大臣 小園大佐の名誉回復は、大赦、恩赦になりたということで十分世間は納得すると私は思います。つまり、軍法会議の判決も、過去においては、そういうことに判定をされたけれども、現在は、そうではないのだということが明確に示されてあるわけでございます。私は、それに恩給の復活ということ、これも加えますれば、名誉回復は十分に社会的に認識、認知されるものと考えてあります。

小濱委員 総務長官からたいへん心あたたかい御答弁をいただいたわけであります。確かに恩赦、大赦があったわけですから罪名は消えた、こういうふうに私どもも理解をしておりました。しかし、罪名が消えたということでは、遺家族の方々にとっては、汚名挽回あるいは名誉回復にはならなかつたわけですね。そこで、子供さん方が学校で、あるいはその他の場所でずいぶんといやな思いをしてきた、そういう記録もございます。何としてもこの名誉回復はしてあげたい、こういうふうに長い間願つてまいりましたし、陳情、請願も続けてきたわけです。今回こういう措置をしていただきて心から感謝をしてあるわけですが、ただいまの総務長官の御答弁で、名誉回復になったという御理解あるおことばを賜わりましたので、私どもも心から喜んでるわけでございます。

この問題については、先ほども申し上げましたように、三十年も経過をいたしておりますので、もう遺家族の人はあきらめ切ってあります。本人からの申請書が出てこなければ、いつまでもこの恩給の支給ということはできないことになっております。その辺の扱いも、具体的な内容になりますけれども、今後よく検討をしていただきたいし、また、名誉回復になったこういういきさつというのも、ぜひともはっきりと受刑者の家族に徹底することができたならなあ、こう念願をするわけでございます。そういうことについての最終的な具体的な取り扱いについての考え方を、ひとつ当局にお尋ねいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

菅野政府委員 ただいま御指摘のように、せっかく法律ができても、遺族の方々あるいは御本人が知らないということでは相すみませんので、そういう点につきましては、厚生省あるいは都道府県を通じまして、そういうものの周知をはかりたいと思いますし、いろいろな会議を通じまして、そういうものの促進をしていきたいというふうに思っております。

小濱委員 長時間ありがとうございました。以上で終わります。

永末委員 私は、今回提案されております恩給法改正附則第四十七条に関連いたしまして、昭和二十年十月十六日判決されました、横須賀鎮守府臨時軍法会議における小園安名海大佐事件を回顧しつつ、御質問申し上げます。

その前に、個人的なことでございますが、私と小園大佐とは、小園大佐がラバウルの航空隊で歴戦しておりました当時、私もその地で戦い、また、厚木航空隊の所在地に隣接いたしました第二相模航空隊に勤務いたしましたことがございます。そういう角度から、今回の改正は、そのこと限りにおいては歓迎いたすものでございますが、この際、軍人の名誉に関しまして、政府の見解を明らかにいたしておきたいというのが質問の趣旨であります。

一番最初に、古い話でございますが、西郷隆盛さんはどういう名目で、罪になったかならないか知りませんが、罪にされて、そうしてどういう姿でその罪がなくなり、名誉が回復されたか、純法律的に御見解を伺いたい。

吉原政府委員 西郷隆盛さんは、明治十年の西南戦争の役で反乱罪に問われまして、明治十年二月二十六日官位を褫奪されました。明治二十二年二月十一日、旧憲法の発布の際の大赦となりまして、同日付で正三位が贈られております。

永末委員 明治十年反乱罪に問われ、官位を剥奪されたというのは、これは裁判行為でございますか、それとも行政行為でございますか。

吉永説明員 官位を剥奪されたのは、調べてみると、西郷隆盛は裁判を受けた事実は全くございません。

永末委員 そうしますと、明治二十二年の憲法発布に関する大赦で名誉回復というのも、これも裁判の効力とは無関係な明治政府の行政行為、こういうことですな。

吉永説明員 先生おっしゃいますとおり、裁判の結果というようなことではございません。一種の行政による不利益を、天皇の大権をもって救済したというふうに解しております。

永末委員 天皇の大権ではございますが、行政行為、こういうことで理解してよろしいですね。

吉永説明員 そのように考えております。

永末委員 さて、恩給法九条二項では、恩給に関する権利の消滅を規定しておりますが、今回の附則四十七条の改正は、これに見合うものだと思います。この四十七条で、恩給なりあるいは遺族扶助料なりを受ける権利、資格の取得ということがきめられておるのでございますが、九条二項に、禁錮三年ということを条件にして、禁錮三年以上の者には恩給権等の権利を消滅せしめてある。今回の改正は、その九条二項で恩給権等の資格、権利を消滅せしめておった者に対して、いろいろな条件がございますが、それに対して、その権利を取得せしめる、こういうことでございますが、それは純形式的な話なんですか。

菅野政府委員 ちょっと質問の御趣旨がよくわかりませんでしたけれども、今度の改正は、恩給は、もともとからでございますけれども、禁錮以上の刑を在職中等に受けましたときには、その権利が消滅をさせられていたわけでございます。昭和三十七年の恩給法改正におきまして、その中で恩赦になったような方々については、永久にそのまま失権にしておくのはお気の毒ではないかというような御議論も出まして、先ほど二年、三年というお話も出ましたけれども、そういうふうな比較的軽い罪を受けまして、その中で恩赦を受けられた方々につきましては、それ以後において、年金たる恩給権を復権させるという規定ができたわけでございます。

今度御提出申し上げてありますのは、そういうふうな者の中でございますけれども、さらに終戦後の罪によって、終戦後の軍刑法によって処断をされました方々については、特殊事情があるのではないかということで改正を御提案申し上げているわけでございます。二年あるいは三年というものをはずしまして、そういう方々につきましては、恩赦を受けられました以上は、皆さんが権利を回復するという措置をしたいということで、御提案申し上げているわけでございます。

永末委員 当初申し上げましたように、私は、これは軍人の名誉に関する部面が非常に多いと思いますので御質問申し上げているのですが、純形式的と申し上げたのは、あなたの答弁にお気の毒だからと言われる、そんな話かな、そういうぐらいだけの受け取り方でこういう法律改正が行なわれているのかなというようなことを感じるわけでございまして、もともと十月十六日の判決でございますが、同年十一月一日からは軍関係の刑務所は廃止されるのでございまして、それをわかっておりながら、あの時点で判決をいたしたという事件の政治的背景というものに対して、私は深甚の考慮を払っており

ます。まあしかし、政治的な考慮の議論をいたしましても、これは場所ではございません。

伺いたいのでございますが、もちろん小園安名さんについて聞いておりますが、その背景には、六十九名の同様の罪名でもって処断をせられた人々があるわけでございます。しかし、その象徴的な例として小園安名さんを取り上げているわけであります。昭和二十年十月十六日、無期禁錮に処せられ、判決が確定をいたしました。さて、二十五年九月四日に禁錮十年に軽減をされまして、それは、特にその刑を禁錮十年に軽減せられるということでございますが、理由はどういうことであったのですか。

吉永説明員 私が存じております限りにおきましては、昭和二十五年九月四日に、御本人の上申によりまして、たぶん特赦ということで禁錮十年に減刑されたというふうに理解しております。

永末委員 その本人の上申によって特赦が受けられたというのですが、どの点を認められたのかということを知りたい。御存じございませんか。

吉永説明員 この点は、当法務省刑事局の所管でございませんので、申しわけございません。

永末委員 委員長、この件はどこの所管でしょうか、こういうことを聞きたいときには。

徳安委員長 さあ、私もちょっとわかりません。 法務省でわからぬですか。

吉永説明員 法務省保護局恩赦課だというふうに理解しております。

永末委員 そうすると、これは出席要求が間違ったかね。法務省へ、小園安名さんの事件について質問するという通告はしておいたんですがね。困りますね、セクションが違うというのですから。来てもらえますか、さっそくでも。ここのところ聞きたい。

徳安委員長 どうでしょう、時間が六時過ぎましたから。聞いてみてもいいですけれども。 ちょっと速記待ってください。

〔速記中止〕

徳安委員長 速記を始めて。

永末委員 その理由を聞きたいのです。

もう一つ伺っておきますが、昭和二十七年四月二十八日、大赦令によって赦免をされました。この理由もわかりませんわね。なぜ小園安名さんが、この大赦令に該当して赦免されたか、理由があったと思う。

吉永説明員 昭和二十七年の政令第百十七号の大赦令の中に定められた罪の中に、小園さんの本刑があったということで赦免されたというふうに理解しております。

永末委員 そこまで御存じでしたら、罪があったというのは、何々により無期、海軍刑法第何条、これは五十五条、五十六条、党与抗命罪で無期禁錮に処せられたるものとか、特赦によってその罪の軽減を受けたものなんてことはあったんでしょうね。どうなんですか。

吉永説明員 私の理解しておりますところでは、大赦令の中に、それぞれ大赦にかかる罪が規定されておりまして、それに該当したというふうに理解しております。

永末委員 この辺も、その恩赦課ですか、その人が来ないと正確なことはわかりませんか。

吉永説明員 ただいまの大赦令に関します私のお答えは、ただいま申し上げたとおり間違いないというふうに思っておりますが、ただ、先生がおっしゃいました昭和二十五年の件につきましては、ちょっとお答えしかねるということでございます。

永末委員 間違なければ、なぜ大赦令に、この小園大佐が処断をされたその理由が書いてあったかというところを知りたい。全部わかりますか。どの罪、どの罪と、その大赦令で該当の罪名はこれこれと一覧表がございますか、あつたら見せていただきたい。

吉永説明員 昭和二十七年四月二十八日の政令第百十七号の大赦令に該当しております罪名を見ますと、海軍刑法につきましては、以下除外ということで、たとえば暴行、上官致死、上官殺害、同条予備というような罪名がずらっと並んでおりまして、それ以外は大赦にかかるというふうになっております。

永末委員 特赦の話は、あとで来られたときに伺うとしまして、待っておってもいけませんから、時間の節約上進行いたします。

今回の恩給法の附則改正によりますと、この小園安名大佐の未亡人は遺族扶助料をもらえることになる、このように解釈してよろしいか。

菅野政府委員 いま私たちのところにございます資料だけでございますけれども、それによりますれば、御遺族に扶助料がまいるということになろうかと思っております。

徳安委員長 いま向こうから当該課長が来るそうですから。

永末委員 どうしましょう、待っていましょうか。

徳安委員長 いや、それ以外のものがあるのでしたらどんどんしてくださいよ。何しろまだあとがつかえておりますから、すみませんけれども。

永末委員 さて、刑は無期禁錮というぐあいにきましたのでございますが、小園大佐は、そのときに従五位勲三等功四級海軍大佐でございました。西郷隆盛さんも官位剥奪になつたのでございまして、この小園安名さんは、その判決がありましてから、どういう法律でこの従五位勲三等功四級海軍大佐というものがなくなったか、ひとつ御説明願いたい。

吉原政府委員 勲三等に関する限り申し上げますと、明治四十一年十二月二日勅令第二百九十一号勲章褫奪令というものがございます。これによりまして勲三等は褫奪されてあると思います。

永末委員 あと従五位というのと功四級というのと海軍大佐というのは、どうなっているのでしょうか。

吉原政府委員 海軍大佐というのは、ちょっと私どものほうではわかりかねますが、この勲章関係につきましては、勲章褫奪令でございますので、功四級というのは正確な資料もございませんが、やはりこの当時におきますところの勲章褫奪令によつたものと思います。また従五位につきましては、これは位階令で、こういう場合につきましては行なうことになっておると思いますが、この位階令につきまして、所管が当時は宮内

庁、いまは内閣官房人事課ということでございますが、私の知るところでは、十九年十二月一日従五位になられましたことにつきましても、取り消しがなかったように聞いております。

永末委員 これ、わかりませんかな。いま賞勲局長の御説明では、従五位というものについての取り消しはなかった。無期禁錮の判決を軍法会議で受けた人に対して、位階に関する取り消しはなかった。これ、重要なところでございまして、確定したものと承ってよろしいのか、あるいは確定をしていただけるのか、いかがでございましょうか。

吉原政府委員 いま申し上げましたとおり、勲章につきましては総理府賞勲局の所管でございまして、位階令は宮内庁から内閣官房人事課に移るちょうど過渡期のときではなかったかと思うのでございますが、その辺につきましては、先生からの御質問もございますので、至急その調査方を依頼はしてございますが、従五位取り消しがなかったのではないかというぐあいに承っております。

永末委員 ここのところ、ちょっと重要な点でございますので、委員長、なかつたかやつたのか……。

徳安委員長 ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

徳安委員長 速記を始めて。

吉原政府委員 位階につきましては、取り消しにつきましては、私ども所管ではございませんが、内閣人事課の所管でございまして、位階令、これは大正十五年十月二十一日勅令第三百二十五号でございまして、その第七条、第八条、特に第八条に、「有位者死刑、懲役又ハ無期若ハ三年以上ノ禁錮ニ虚セラレタルトキハ其ノ位ヲ失フ」という条文がございます。したがいまして、私、念のために、先生からの御質問がありましたので、担当官を走らせまして人事課に照会しましたところ、私がここに出てまいりますまでの段階におきましては、どうも十九年十二月一日の従五位を取り消していないというふうに私は伺つてまいりましたわけでございます。ただし、これは責任あるお答えということはちょっとできません。

なぜ、それじゃ位だけ取り消してなかったのかということを念のために聞いてまいりましたところ、その当時位階の所管というのは、宮内庁から内閣官房人事課のほうに移

って、その過渡期であり、かつ、終戦直後のかなり事務的にも混乱しているというような状況であつて、そのままになっておつたのではあるまいかというのが、単なる係官の個人の意見ではございました。

以上でございます。

永末委員 いまのように、敗戦後の混乱期の話なので、どのように行政措置がなされたのかは、なかなかお調べになつてもむずかしい問題かもしれません。

さて、そういうことでございますから、最悪の場合を仮定いたしまして、従五位という位階が剥奪されておつた場合、そしてまた勲三等という勲等につきましては、これは勲章褫奪令で剥奪されておる、こういう話でございました。

さて、今回の恩給法改正の精神を考えますと、なるほど判決は、最終的には大赦によってその効力を喪失した、こういうので、本人は無期禁錮の刑を果たすことなくしゃばに帰ってきたわけでございますけれども、今回その中から、いろいろの条件はございますけれども、特に恩赦に関連したものについての恩給権等、したがつて遺族には遺族扶助料等を取得する権利を認めるよう、こういうことでございまして、私の感覚から申しますと、なるほど昭和二十年十月十六日に判決ということはあったけれども、それ以前に該当者が持つておつた権利というものは、そのまま認めようではないかという趣旨ではなかろうかと思えるわけでございます。そうでなければ、本人はもうすでに昭和三十五年十一月四日に死亡いたしておりますから、恩給権の回復は論ずることはできませんけれども、遺族に扶助料を与えられる、こういうことにはならないと思うのです。

しかし、問題は、一体戦後の日本が、そういう金銭的な解決だけでいいのかどうかというところに、私は一つの疑義を感じております。したがつて、いま執拗に伺つてありますのは、本人はこの裁判がございますまでに、数々の戦闘に従事したということによって功四級を与えられておる。また軍人としての経験が、相当年数たつてありますこともありますあって、従五位に叙せられ、勲三等をもらっておるという実情でございまして、もし今回の恩給法の改正が、判決は判決としてそれは法律的事実でございますから、これを消すには法律的な行為というものはなかなかむずかしいかもしれません、その他の本人の事項について、いま権利回復をやろうとしておる、しかも金銭的な面において権利回復をやろうとしておるのが本法律だと考えますと、その他の面においても、何らかの方法で本人の名誉を回復する方法はありはしないだろうかということを考えましたので、位階はどうなつたか、勲等はどうなつたかということを御質問申し上げておるのでございます。

さて、その一つの手がかりとして、特赦の理由というものが明らかになれば、昭和二十五年段階においても、この判決に対してのある種の政府としての反省が加わつたれば

こそ特赦が行なわれたのではなかろうか。それでその理由を伺いたい、こう思ったのではございます。ただ、与えられた時間がだいぶ進んでまいりましたので、位階のほうと勲等と分けまして、もし私の申し上げたようなことが、この法律改正の基本に流れてあるといったら、もし剥奪されたとして、位階を回復する方法、勲等を回復ないしは、本人は相当年数その当時の海軍に勤務をいたしておりますから、それに相応する待遇を受ける方法、こういうものは現政府において考えられるか考えられないかということを、ひとつお答え願いたいと思います。

小坂国務大臣 小園氏の問題につきましては、今回の恩給法の一部改正によりまして、御指摘のように、恩給というのは金銭的とおっしゃればそれまでだと思いますが、しかし、恩給で復活したということは、これは小園氏の名誉回復には具体的なあかしになるとわれわれは考えております。

また、位階につきましては、人事局の調査だと、十九年十二月一日の従五位というものは取り消されていないというわけでございます。勲章のほうは、遺憾ながら勲章褫奪令というものが現存しておりますので、これらの問題については、さらに考えていかなければならぬと思いますが、一般的に申し上げれば、小園氏の名誉回復は、今回の恩給法の改正によりまして、まず第一段階は到達されたというふうにわれわれは認識しております。

永末委員 小坂長官も昔、海軍に勤務されておったと伺っておりますが、歴史というものは流れとともに忘れられていくものでございます。しかし、歴史を忘れた政治というものは、必ずその国を破るのであります。私は、古いことばかり覚えておれというのではございませんが、その歴史の流れにおいて、国を守る者に対して、なるほど戦いの勝負というものはございますけれども、政府、政治権力というものが一体どう遇したかということは、もうあのような戦争はないと思いますけれども、政府が現存する限りにおいては、やはりそれらの日本国民の行為に対して、正当に取り扱うべきものだと私は確信をいたしております。

したがって、いま長官から、位階、従五位というのは消えていない、けっこうなことだったと思います。勲等につきましては、今回の恩給法改正で名誉回復の第一段階は終わって、やった、こういうお話をございます。だいたいしますと、勲等についても、なお積極的に小園大佐の名誉回復、これは、ほかの旧軍人にも該当し得る問題だと思いま

すが、政府としてはお考えになる姿勢は持っておられる、このように解釈してよろしいか。

小坂国務大臣 いま永末委員の御質問の御趣旨はよく理解できますが、この場で直ちにそのような行動をとるということは、なお部的な検討を慎重にいたしませんと、申し上げられない点は御了解いただきたいと思います。

永末委員 慎重に答えられましたが、長官のお気持ちの中には、それは長官が言われますとやらねばならぬことになりますが、第一段階ということばの中に、第一段階をやればそれで終わりではございませんので、十三段階はいけませんけれども、第二段階も第三段階もある、このように私はことばの含意を受け取ったのですがそういう含意を受け取っておるという状態でよろしくお詫びします。

小坂国務大臣 小園氏の場合におきましては、やはりいま永末委員が申されたような、終戦時の一つ非常に混乱した時点の中における、国を守るという善意の行動であったということが認識されたわけであります。同時に、今回の恩給法改正によりまして、小園氏の名誉回復が具体的に社会的に可能になったというふうに考えております。

さらに、勲章につきましては、先ほど来申し上げておりますような勲章褫奪令というものがございまして、この運用がこの場合にどのように適用されるか、さらにケースを十分検討いたしませんと、はっきりとしたお答えを申し上げられないということを率直に言わせていただきます。

永末委員 先ほど委員長にお願いをいたしておきました、昭和二十五年九月四日の特赦を受けました理由がわかるような書類の提出を、ひとつあとでぜひしていただきたいということを留保いたしまして、いま言外に総務長官の意向のあるところも、私にとっては了解できたように思いますので、質問を終わります。

大橋(敏)委員 それでは最後に、これは一方的に私がお話ししますので、よく聞いておっていただきたい。と申しますのは、直接厚生省の問題ではないのでこう申し上げのですが、間接的といいますか基本的には厚生省が手を差し伸べなければならない問題でございますので、いまから申し上げますから聞いておっていただきたいと思うのです。

終戦処理の中でも私は非常に重要課題だと考えているものに厚木航空隊の事件があるわけでございます。特に大臣にこの内容を深く御理解願って、積極的に御協力を願いしたいということでございますが、実は終戦時首都防衛の主力部隊であった厚木航空隊の司令である小園安名という海軍大佐でございますが、これは終戦命令に従わなかつたということで、わずか三日間ほどでございますけれども、上命に反抗したということで部下六十九名とともにとらわれの身となつたわけでございます。二十年十月の十七日、横須賀鎮守府の臨時海軍軍法会議におきまして、その小園大佐は党与抗命罪という罪名をつけられまして無期禁錮、即日失官、また青年将校以下六十九名の方々は四年から八年以下の禁錮刑に処せられているわけでございます。

その後恩赦とか、あるいは特赦ということで短期で出獄したものの、小園大佐は昭和二十七年の暮れ仮出獄をして三十五年の十一月に病没いたしております。この小園大佐は海軍軍人としての一切の名誉を奪われたまま、そのために軍人の恩給は支給されない。また六十名の方々も、もともと恩給資格はなかったのでございますけれども、いまも受刑者としての何らかの身分制限がつきまとっているということでございます。

実は私も海軍軍人の一人であったわけでございますが、無条件降伏なんということはとても考えられませんでした。特に搭乗員の心境とすれば、われわれが死ぬことによって日本は勝つのだ、救われるのだという信念に徹しておりましただけに、無条件降伏はほんとうに信じられませんでした。したがいまして、上官から突っ込むぞと言われてみれば、きわめて自然的な気持ちで同乗したわけです。それだけに徹底抗戦の意気も盛んでございましたし、あの混乱の中におそらくいろいろな矛盾、不合理があつただろうと思いますが、その一、二を申し上げておきます。

実は混乱の最中とはいえども、あまりにも矛盾あるいは不合理がある、不公平があるということで、その当時の部下あるいは関係者等がその後いろいろなことを調べたわけでございますけれども、終戦時抗命罪に値するものは厚木航空隊だけではない。それは陸軍の終戦放送用の玉音盤の奪取将校、これは武力による実害あるにもかかわらず、自決をした人以外は全然裁判もなされないで釈放されているという事実がございます。また厚木と全く同様の抗戦組が陸軍の児玉基地、はっきり名前を申し上げますと宇木少佐、

あるいは陸軍の狭山基地の山田少佐、海軍在台湾一三二航空隊、こういう方々はそのときはみごとに戦つたわけですね。抗戦組でございます。

以上いずれも厚木と全く同じでございまして、八月の二十日過ぎまで抗戦行動をとったわけでございます。また第五艦隊司令長官でありました宇垣中将の例は、特攻として明らかに抗命であろうかと思いますが、これはりっぱな軍神として、現在なおその名は名誉として残っております。

むしろ厚木の抗命といふものは一切武力によっておりません。実害とか上官その他の殺傷等の行為もなされていないのでございます。また陸軍は武力による実害ある者も一切抗命裁判を行なわれておりません。ところが、極東裁判の場合を取り上げますと、刑期さえ終えれば何の後遺症も残らずに、同じ国事犯ながら、これに比べてはなはだ不公平であるということがいわれております。

また終戦直後占領軍は日本の法律を総点検して存廃をきめ、治安維持法のごときはさかのぼって撤廃し、厚木抗命とは逆の、反国家、反天皇の重大犯人を一時に釈放しているではないかということ、あるいはまた厚木は最前線以上の激戦の連続でありまして、首都防衛の重責を痛感して一ヵ年半の期間に敵機を数百機も撃墜し、味方も二百名以上の戦死者を出してあります。終戦直前の八月の十三、十四、十五日とも毎日戦死者が出ている始末でございました。十五日は玉音放送一時間前まで戦死者があるという事実が残っておりますように、もう戦って戦って戦い抜いておったわけです。

それを瞬時に変節して洗脳せよと厳命して、時間を与えず無条件で こうこうだこうと大詔再渙発を求め、あるいは連想しての行為であったと私は思うのでございますが、要するにいまのことをたとえて言なならば、新幹線の超特急列車を全速で走らせておいて、急停車を意図して即時停車しなかつたとして厳重処分したのと全く同様である。終戦命令をすぐ受け入れれば戦死の危機からは即時遠のくのであって、しかしに、あすをも知れない自分の生命を投げ出して国を守らんとしたきのうまでの忠勇な軍人さんたちを、一転重大犯として失官させ、それまでの勲功を一切ゼロとしたことは不条理ではないか。

そのほかずいぶんあるわけでございますが、私の時間が参りましたので、この問題について厚生大臣も十分理解を深めていただきたい、関係各省庁にむしろ呼びかけていただきたい。もうすでに総理大臣あるいは官房長官等も、この中身については十分御理解をなさっているやに伺っておりますし、その名誉回復運動も積極的に動き始めているところでございますので、何ぶんともよろしく私からもお願いする次第でございます。よろしくお願ひいたします。

齋藤国務大臣 この問題は、私が申し上げるまでもなく、敗戦という未曽有の事態に直面したときの混乱期における一つの事件でございます。司令は司令なりの覚悟を持

っておやりになったことだと思いますが、特に司令の部下などにつきましては、司令を信頼し、あの混乱の中にああいう行動をしたということも十分理解できるわけでございます。これを処断した場合の軍事裁判のあり方等についても、とやかくの意見があるところでございまして、司令は別としてでも、その部下だけは何とかしてあげなければならぬ、私はそういう心境でございます。

また司令の奥さんも、まだ生存されてあるそうでございますが、その奥さんの身になってみれば、これも何とかしてあげなければならぬ、私はそんな気持ちでございますので、これは恩給法の問題でございますか、あるいは厚生省所管の遺家族援護の問題でいくべきか、いろいろ問題はあろうと思いますが、これは何としてでも解決していかなければならぬ問題ではないか、私はこういうふうに考えております。そのためにどういうことが必要であるか、それは別として、ほんとうにこれは何とかしてあげなければならぬ事態ではないか、こういうふうに考えてありますことを率直に申し上げて、お答えといたします。

大橋（敏）委員 これで終わります。

阿具根登君 それも存じております。それも存じておりますが、今日の時点から考  
える場合に、大赦令によって罪を免除されたというそのものに私は今日は疑義を持つ  
ておる者です。当然軍隊がなくなった。それは、明治憲法のもとで軍隊が認められ、軍法  
会議が認められておった期間の問題は別として、大赦令で免除になったということでな  
くて、当然終戦直後はその罪はなくなったと、私はこう見るわけなんです、軍隊がなく  
なったから。でなければ、これから私が質問に入ります終戦当時の都の防衛の主力航空  
隊であった厚木航空隊の司令が、海軍大佐小園安名氏が、これが徹底抗戦を叫んでや  
った場合の軍法会議には、これは御承知のように、陸・海軍刑法によっては佐官以上には  
弁護士が二人ついてあらねばならないことになっておったのです。それが弁護士も何に  
もつかずに、これが十月の十七、八日ごろ二日か三日で終身禁錮になされておるわけ  
なんです。陸軍刑法にさえ違反しておるわけなんです。それが今日まで続いているとする  
ならば、あなたのようないまの答弁でそれが通用するかしないかお尋ねします。

政府委員（高木玄君） 先生の御質問のように、軍隊が解体した以後の軍法会議に  
おける刑の言い渡しはすべて無効だというふうに解釈するかどうか、この問題につきま  
しては、実は法務省のほうの御見解を徵していただきたい、私どものほうではちょっと  
法の有権解釈はいたしかねる立場でございます。

阿具根登君 もちろん、このあと法務省に私は尋ねていきますよ。しかし、援護局  
を預かっておるあなた方の考えをいま聞いておるわけなんです。これは、法的に法務省  
に質問するようにちゃんと次の時間とってありますから。これは法的に私は皆さんに質  
問しておるわけじゃないのです。あなた方が、援護という名前でやっておられる限りに  
おいて、こういう事態があった場合はどういうふうにお考えになるかということを私は  
聞いておるわけなんです。

政府委員（高木玄君） この厚木航空隊の事件を先生おあげになりましたが、この  
厚木航空隊の事件につきましては、当時海軍の軍法会議が持たれましてさばかれたわけ  
でございまして、その当時は、まだ海軍省も残っておった時代だったと思いますので、  
私ども聞いておるところでは、この軍法会議は有効に成立しているというふうに聞いて  
おります。

阿具根登君 こういうような、人が人をさばく場合にはあくまでも厳然たる規定に  
従わなければならぬはずです。そうしなかったらそれは無効なんです。それなら先ほ

ど申し上げましたように、これもまた向こうでやりますけれども、弁護人が一人もつか  
ずに、そしてどさくさできめられたやつが正しいとお思いになりますか。当然きました  
ように軍法会議なら軍法会議でも弁護人が二人つかなければならないはずです。それが  
弁護人がついていないんです、一人も。何の釈明の余地も与えられておらないんです。  
それで、先ほど厚生大臣も言われましたように、敵前逃亡であってもあの場合はやむを  
得ないんだ、だからこれは無罪にすべきであるということをおっしゃられてあるわけで  
す。この小園大佐の罪名というものは党与抗命罪です。人を殺したわけでもない、逃げ  
たわけでもないんです。今まで軍中枢の命令によって降伏というものはあり得ない、  
日本は勝つか死ぬかどちらかだという訓練を受けてきた人が、突如降伏だと言われたの  
で、日本には降伏はないという訓練をわれわれは受けてきた、教育を受けてきておる、  
だから降伏してはならぬというビラをまいた。ビラをまいただけでこの人は終身禁錮に  
なったわけなんです。どういうふうにお考えになりますか。

政府委員（高木玄君） 私どもの感じでは、終戦時に際しまして、終戦のときの非  
常な非常事態、その混乱におきましてさまざまな事件が発生いたしております。たとえ  
ば、陸軍における宮城事件等も同じような終戦時における徹底抗戦を叫んだ人たちによ  
りまして宮城内におきまして陛下の録音盤を奪うとかあるいは当時の司令長官を射殺す  
るとか、そういったような、陸軍におきましても宮城事件のような事件が起きておりま  
す。これらの事件につきまして、確かに先生言われるように、厚木航空隊の事件では、  
もちろん、人を殺したというような事態は一つもないわけでございますが、当時の海軍  
としてはこの事件を何か非常に重視して重く扱っておるという感じが私の率直な印象と  
して受けます。何かこう、非常にこの事件を海軍省が最後に非常に何かたいそうなもの  
に扱ったというふうな感じを率直に受けております。

阿具根登君 局長のただいまの答弁と全く私も同感です。だからこういう質問をし  
たいんです。

当時、調べてみると、台湾におきまして、航空隊は、内地が降伏しても台湾は徹底  
抗戦だということで八月の二十日まで夜間訓練までやっておるわけなんです。そういう  
のは一切罪がないわけです。そしてさらに、終戦放送後、第五艦隊は出撃しておるわけ  
です。そういうのも何の罪も科せられておらない。それに、ただ抗戦だといってビラを  
まいた人を長にして六十九名の人がこの罪に問われたというのは、たまたまその直後、  
アメリカの駐留軍が厚木を駐留の基地にしたいといってきて、アメリカに対する非  
常な遠慮からこの人たちが犠牲にされたというような気がして私ならないんです。だれ  
一人傷つけていないんですね。あのときに一人も抗戦言わなかつたらそれはおかしいん  
です。いまから考えてみるとばかみたいなことだこう思いますけれども、あの雰囲気

から考えるなら、当然そういう人が、それは陸軍でいまおっしゃいましたようにいろんな問題が起こってある。そのくらいのどさくさというのはこれは当然だと思うのです。それをなぜここだけがこういうきびしいやつにさらされて、今日もまだ未亡人は遺族扶助料を一銭ももらわずに鹿児島でさびしく墓を守っておられるんです。ところが、戦争の最高責任者として確かに死刑はされたけれども、その家族の方々はずっと二十八年間遺族扶助料をもらっておられるわけです。こういう片手落ちのことがあっていいかどうか、私はそれを叫んでおるのであります。小園大佐以下六十九名の方が、大半の人は大赦で免除されましたけれども、しかし名誉回復ということは一切行なわれておらなくて非常にさびしい思いをされておる。一方では、逃亡の罪もそのころのことだからこれははっきりしておらない。まだいろいろの人の例を私は持っております。吉池軍曹の問題でもこれは非常な疑問がある。しかし、これは衆議院でやられてありますからこれはここでやりません。また、その他にも食糧をさがしに行って、そうして部隊にはぐれたからこれは逃亡だと、武器を持っておったからこれは窃盗だと、こういうようなことでさばかれてまだ泣いている人があるわけなんです。それが二十八年もたった今日、どうしてこれがこのまま放っておかれるだろうかと、これが私は疑問に思ってならないわけであります。これについてひとつ御答弁を願います。

政府委員（高木玄君） 先生が言われたように、終戦時の非常な混乱で局部的な規律、軍規違反というような事件は非常に多かった。幾つかあるわけありますが、この厚木事件が非常に重視されて、しかも、非常に短期間に臨時軍事法廷が持たれてさばかれたことにつきましては、これはもう私の推測でございますが、この当時の海軍上層部の真意はわかりません。しかし、マッカーサーの厚木進駐というような問題とのからみもありまして、もし進駐してくる外国軍隊が、この厚木における抗戦という事態をとがめて、これを罰するというような事態が起こることをおそれ、むしろ、この海軍の軍人として職を同じくし、またその気持ちも十分にわかる海軍の軍人が、自分たちの手で自分たちの法律でさばいておいたほうがいいというふうな、ある意味での親心でさばいたんじゃないかというような推測もされるような感じでございます。

阿具根登君 そのお答えもわからぬではありません。たとえば、親心であったかもしれないけれども、結果的に見れば一番親心じゃなかった。逆に、これを米軍に裁判してもらったら、この人たちは極東裁判でやられた方々と一緒に二十八年間遺族はちゃんと遺族扶助料もらっておったわけなんです。かりに親心であったとするならば、そのため二十八年間、遺族は泣いているんです。それを何とかしてこれを助けてやらねばならぬじゃないかというのが皆さんの気持ちの中にもあるはずなんです。法律がじやまになってこれができないなら、法律を出さねばならぬと私は思うのです。そして一時でも

そういう悪夢は早く洗い流してやらねば、そのままもんもんの情を抱いて未亡人がなくなっていったら、だれが慰めるか。こういう問題もあると思うのです。これに対して、一体どうすればこれは復活できるのか、その点をお尋ねしておきます。

国務大臣（齋藤邦吉君） どういう手段を講ずれば復活するかということは別として、阿具根先生のおっしゃった御質問に対して私の率直な気持ちをまず申し上げておきたいと思います。

この事件がどういう関係で非常に重く取り扱われたか、そういうふうないきさつは私は何も存じません。それから裁判に弁護士が出なかったのか、出たのか、それも私は事実何も承知いたしておりません。しかしながら、そういうことは一応別としまして、戦後のあいう大混乱の中にこういう人たちがああいう行動をした、その人たちにとってみればやむにやまれない心境であったんだろうと思います。私は、その人たちの行動を是認するとか何とかいう意味において申し上げるのではありませんが、そういうことを私は申し上げるのではありませんが、そこで私は、こういう方々が戦後に起こった事件であり、しかも、非常な混乱の中に起こった事件であり、人を殺傷したわけでもない、こういうふうなことを承認するにつけましても、何とかこれはしてあげなければならぬなという私感じを率直にいたします。

特に、今までの大赦令によって、幸いその過半数ですか、恩給が復活したのは。恩給の復活が、この事件についてはその方々の半分以上あったかもしれません、そのほかの方々は二年以上というようなことで恩給の復活もない。私はお気の毒だと思います。そして、またその奥さんにとってみれば、自分の主人はりっぱな日本の軍隊として働いたと、私信じていると思うのです、いまでも。そういうことを考えてみれば法のたてまえ、そういうことはいろいろあります。私は軍法会議を批判する意思はありませんが、何とかできるならば、救ってあげるようにならうという感じを、私は質問を受けて率直に思いました。特に、上官はもうなくなられておるようですが、まあ上官自身は大勢の方を指揮してやったんですからそれだけの責任を上官が負う、これは私やむを得ないと思います。しかし、部下の方々はそれほどの罪であったのかどうか。二十年たっても恩給も復活ができないのだという事態に置かれることを覚悟してやったものかどうか。私はやっぱりその辺は問題だと思います。できることならば、何とか方々は遺族援護という面から救ってあげて、まあ軍法会議が行なわれたというその事実は消すわけにいかぬでしょう、これはできないと思いますが、その法律的ないいろいろな効果については、何とか救ってあげたいなという率直な感じをいたしましたので、そのことをまず最初に私がお答え申し上げておきたいと思います。

阿具根登君 そうすると、恩給局の方におわかりかどうか知りませんが、この小園

大佐以下六十九名に対して、小園大佐は終生禁錮、それからその他の方は八年から四年の大体禁錮刑の判決を受けましたが、これはいつですか。正確な日時、わかつておったら知らせてください。

政府委員（高木玄君） 司令の小園大佐が党与抗命の罪で無期禁錮の判決を受けたのは昭和二十年十月十六日でございます。それから中尉の岩戸良治さん以下六十一名、この方々が海軍刑法により党与抗命、党与逃亡の罪によって刑に処せられましたが、この方々が処せられましたのは、昭和二十年の十月十二日でございます。それから、中尉古川倫夫さん以下八名の方が党与抗命の罪によって全員禁錮四年の判決を受けておりますが、これは昭和二十年の十一月八日でございます。三回に分かれて判決を受けてあるようございます。

阿具根登君 そうすると、大赦令が一番最初に出たのはいつですか。

政府委員（高木玄君） 昭和二十年の十月十七日でございます。

阿具根登君 わかりました。

そうすると、昭和二十年の十月十七日には大赦令が出てある。その一日前に、終生禁錮刑をやられたんですか。しかも、大赦令の出たあとに十一月の八日には出でます。また六十名の人は十二日。わずか五日前、何かここに政治的なにおいがしやしませんか。大赦令があした出るというのがきょうわからぬわけないでしょ。しかも、それは適用されないんでしょう。何か政治的な意味がありやしませんか。

政府委員（高木玄君） 党与抗命の罪が大赦令によりまして赦免の対象になりましたのが、昭和二十年の十月十七日でございます。それから、党与逃亡の罪が大赦令によりまして赦免になりましたのは、昭和二十七年の大赦令でございます。

阿具根登君 私が質問しているのは党与抗命のほうです。

政府委員（高木玄君） たいへん失礼いたしました。いま逆に申しまして、党与逃亡の罪が赦免になりました大赦令が昭和二十年の先ほど申し上げたやつでございまして、党与抗命の罪が赦免になりましたのは昭和二十七年の大赦令でございます。

阿具根登君 そうすると二十七年に小園大佐は仮出獄した、二十七年の大赦で仮出獄したと、こういうことになりますね。

政府委員（高木玄君） 昭和二十七年の大赦令によりまして赦免の対象になりましたので、この党与抗命につきましては、刑の言い渡しが効力を失ったわけでございます。釈放自体はもっと、大赦令の前に減刑によりまして釈放されておったようでございます。

阿具根登君 私の調査では、二十七年に仮出獄をしております。そして三十五年になくなっています。

政府委員（高木玄君） 私どものほうの記録によりますと、昭和二十五年の十二月に仮釈放になっておりまして、三十五年の十一月五日になくなっています。

阿具根登君 それはあなたのほうが正しいでしょ。いずれにしても、そうすると、それから五年間獄舎におられた、そして三十五年になくなられた。しかし法のたてまえによって扶助料の復活は今日までもできておらない、こういうことなんです。もう私の時間が過ぎまして、向こうで法務大臣が待っておられるそうですから、これで終わりますけれども、法的な問題で皆さんに、責める理由は何もございません。私は皆さんにそれぞれの立場から、今日日本が二十八年たって、世界の第二のG N Pだといわれて、先進国だと、文化国家だといわれてあるのに、まだこういう問題が放置されて、その陰で泣いておる人があるということは、文化国家だとはどうしても言えない。こういう考え方でやむにやまれず私は申し上げておるわけでございまして、この法の改定については、格段のひとつ御努力を願って、こういう方々を助けていただきたい。かように思いますし、私もそれぞれの手続をとりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

阿具根登君 非常におそくなりまして申しわけございません。

法務大臣にお尋ねをいたします。本問題に対してはただいままで厚生大臣並びに恩給局長にも質問をいたしてまいりましたが、もともと法の問題でございますので法務大臣のお答えをいたしかなければならぬと思って御質問申し上げる次第です。

まず、第一に、字句の問題でなくて、終戦後の極東裁判と終戦後の軍事裁判についてどういうようにお考えになっておるか。あるいはいろいろな考え方もございました。当時も、一方では、敗者を勝者がさばくということはげしからぬぞというような考え方ございました。しかし、極東裁判で相当の方が処刑された。日本の陸海軍刑法でも相当の方々が処断されておる。これについてどういうふうにお考えか、お尋ねいたします。

国務大臣（田中伊三次君） 大事な御質問でございますから、刑事局長から先にちょっとお答えさせます。

政府委員（安原美穂君） 私は、事務当局といたしまして、極東軍事裁判と、それからいわゆる軍法会議の裁判との性質の違いということを申し上げさせていただきたいと思いますが、いわゆる極東軍事裁判は、一九四五年七月二十六日のポツダム宣言第十項に基づいて連合国軍最高司令官総司令部が一九四六年一月十九日に発しましたところの極東国際軍事裁判所設立に関する連合国軍最高司令官特別宣言、それから極東国際軍事裁判所条例によりまして設置されました極東国際軍事裁判所がなした裁判でございまして、これは、申すなれば、日本国の主権に基づく裁判ではございません。これに対して、いわゆる軍法会議は、日本国の法令により設置された特別裁判所でございまして、その判決は日本国の法令に従って言い渡された主権による裁判であるという点に根本的な違いがあるものと承知しております。

阿具根登君 それは私も承知いたしております。私がお伺いしておきたいと思っておりますのは、今日われわれが責任はなかったとかなんとか、そういうことで言っておるわけじゃないんです。しかし、あの大戦争を起こして、そして世界じゅうに御迷惑をかけて、そして日本が敗戦に導かれた。とすると、その最高責任者は一体だれなのかと、こう考えるわけです。これはほとんど極東軍事裁判で裁判された方なんです。ところが、その部下が日本の刑法でさばかれた人は、その遺族は遺族扶助料ももらっておらない。極東裁判でさばかれた最も責任のある方々の遺族は、全部遺族扶助料をもらっておられる。私はそれが悪いということじゃないんです。またあとでどんどん質問していきますけれども、そういう観点から見る場合に、日本の刑法はそんなにきびしいのか

と、こういうふうに思うのですが、そのものの考え方はどうでしょうか。

政府委員（安原美穂君） 日本の刑法がきびしいということではございませんで、日本国は法令で規制しております事柄は、日本国は主権による裁判につきまして、その刑の消滅とか、あるいは恩赦とか、そういうことを日本国は制度としては考えられるけれども、極東軍事裁判所については、いわば主権の範囲外であるということで、刑事司法の制度のワク内におきましては私としましては手の届かないところのものであるというふうに理解しております。それを遺族扶助料とかそういうことでどう扱うか、恐縮でございますが、法務省事務当局としては関係のないことであるというふうに思います。道義的な問題ということになりますと、これはどうも事務当局である私の答えられること以上のことになるかと思います。

国務大臣（田中伊三次君） 法務省所管外のことであるということはただいま刑事局長がお話を申し上げた所見のとおりではございますが、軍法会議という一つのわが国の主権の発動としての特別裁判所の裁判ということにも関係がございますので、私の所見を申し上げますと、ただいま局長が申しましたような意味の極東軍事裁判は、これは主権の発動ではございませんので、妙な結果でありますけれども、ここで裁判を受けたり処分を受けたりいたしました者も公務扶助料をいただいてある、亡くなりました場合においては御遺族の扶助料というものもちょうだいをしておる、こういう事情で公務扶助料ないし遺族扶助料をもらっている。ところが、主権の発動としての特別裁判所といふべきいわゆるわが国の軍の軍法会議、これは陸軍軍法会議と海軍軍法会議があるわけでございますが、両軍法会議というもので処分を受けますと、遺族扶助料も公務扶助料もちょうだいができないようになっております。この点は、理屈を、主権の発動たる裁判所、そうでない裁判所、よって存じませんというように説明すると、わからぬことはありませんが、これはそういう説明では割り切れないものがあるものと存じます。これは何らかの形において是正をしていく必要があると、こういうふうに私は思つておる次第でございます。

阿具根登君 大臣のお答えになりましたように、私も割り切れないものがあるから、こういう質問をしておるわけなんです。その法律が悪いとかいいとかいう前に、今日、日本はもう先進国だと、文化圏だといって言われておるのに、その刑法のためにまだ泣いておる人があるんですね。そして、最も戦争の責任者であった方々は極刑には処せられたけれども、これは日本の刑法でなくてやられたのですけれども、しかし、遺族の方は国が保護しておる。ここに私は矛盾を感じるところがあるわけなんです。

そこで、質問を続けてまいりますが、昨年の衆議院のこの種問題の質問におきまして、

昭和二十年の八月十四日ポツダム宣言受諾と同時に日本の陸海軍は解消したものとみなされなければならぬ、そのために陸海軍の軍法会議でさばかれた者は無効となったというような見解が、あるいはちょっと違うかもしれません、こういう見解が陸幕から出されている。それに対して、当時の竹下官房長官も、いやそれは一応われわれもそういう考えに立たなければならぬであろうということを言っておられます、これは一体どういうふうにお考えになりますか。

政府委員（安原美穂君） お尋ねの点でございますが、法律的にながめてまいりますと、陸海軍の軍法会議は、陸軍軍法会議法及び海軍軍法会議法により設けられた特別裁判所でございますが、いわゆる終戦後も、復員部隊の規律保持という観点から、内地の軍法会議が廃止されるようなことをはじめとして逐次廃止されながらも、新憲法施行の日の前日でございます昭和二十二年五月二日まではなお一定の範囲内で適法に存置し得ることとされており、また、存置していたのであります、法律的には新憲法の施行によりまして陸海軍刑法とともに全面的に廃止されたということになっておりますで、その間、廃止されるまでに行なわれた裁判は、わが国の国法上は適法な裁判機関による裁判であるというふうに考えるほかはないと考えております。

阿具根登君 そこが私と意見の分かれるところでございまして、それは確かに過渡的な措置としてとられたその措置についてはやむを得なかつたと思うのです。しかし、その後、憲法が変わると同時に、当然消滅しておったはずの軍隊であり、それに付属しておった軍法会議であるから、これは終戦と同時に解消しなければならぬ、私はこう思うのです。なぜかと申し上げますと、その当時、秩序を守るために陸軍の刑法によってこれを処理してきたとおっしゃいますけれども、それでは、そのころ、法律で定められたような軍法会議が行なわれておったかどうかということです。私はそのときの混乱の中にはそういうものはなかつたと思う。だから、吉池軍曹の場合でも、なんにもなかつた。証拠がないですね。敵前逃亡だから殺したんだと、こういうことで罪名を着せられておる。そのほかに、食糧調達に行って帰ってみたら部隊が移動しておって、部隊に追いつかなかつた、敵前逃亡だと。そして、武器を持っておったので、これは窃盜罪だと、こういうことでやられておるけれども、何も証拠がないわけなんです。そういうのがあくまでも正しいのだと、こういうふうにきめつけられるなら、これは法を乱用している以外の何ものでもない。当時やむを得なかつたからそれをやつたことはわかるけれども、しかし、そのあとで憲法が変わって新憲法になったら、それは全部無効にならなければならない。

たとえば、私がいまから質問いたします問題は、終戦当時、首都防衛の主力航空部隊であった厚木航空隊の司令海軍大佐小園安名氏、これは、降伏反対、抗戦だというビラ

を航空隊だから飛行機を使ってビラをまいたわけです。それだから、小園大佐外六十九名の部下が党与抗命罪で処罰されたと、こういうことになっておるわけです。だから、もしもそれが正しいのだとおっしゃるならば、その当時の軍法会議の状況をお知らせ願います。

政府委員（安原美穂君） 御指摘の小園海軍大佐の事件は、昭和二十年の十月十六日、まさに終戦後でございますが、横須賀鎮守府臨時軍法会議におきまして党与抗命罪で無期禁錮に処せられておりますが、昭和二十一年の勅令五百十二号減刑令によりまして禁錮二十年に、それから昭和二十五年九月四日にはさらに禁錮十年に、それぞれ減刑されまして、十二月の五日に仮釈放になり、昭和二十七年、平和条約の発効のときでございますが、その政令百十七号の大赦令によって同年四月二十八日に赦免されておるというのが大体の経緯でございます。

阿具根登君 そのときの軍法会議の模様をわかっておったらお知らせ願います。

政府委員（安原美穂君） いまここに判決の原本の写しがございますが、昭和二十年十月十六日の横須賀鎮守府臨時軍法会議、裁判長判士海軍少将小柳富次、裁判官法務官海軍法務大佐由布喜久雄、裁判官判士海軍大佐小野良二郎、この三名の裁判官で、検察官としては海軍法務少将小田垣常夫干与として、「被告人ヲ無期禁錮二処ス」という判決があることがこの原本によって明らかでございます。

阿具根登君 弁護士の名前をお知らせ願います。

政府委員（安原美穂君） それは、当時の軍法会議法によりまして、これは臨時軍法会議でございますので、いわゆる戦時事変に際し海軍部隊に特設された臨時軍法会議でございますので、法令によりまして弁護人がなくても裁判ができるということになっておる制度のもとにおける裁判でございます。

阿具根登君 私の調査したところによりますと、佐官級以上には弁護士が二名づくようになっておったはずです。それを、弁護士もなくて、たった二日間で終身禁錮、こういう刑が科されておるわけなんです。当時の問題としては私はやむを得なかつたものと思うのだけれども、いまの問題としてこういうのが許されますか。

政府委員（安原美穂君） 先ほど来申し上げてありますように、戦時臨時、そういう情勢において法律に基づきまして弁護人をつけなくていいというようなこと、その他

いわゆる応急の事態に対処するために簡易な手続による裁判がなされたことは事実でございますが、それはそのときとしては適法であったわけであり、適法な裁判所であったことは法律によって明らかでございます。しかしながら、戦後、敗戦という事態に対処いたしまして、そのような判決について、戦後の事態の変化に伴いまして、それを修正するという措置が国家としてはとられたのであります。それが、先ほど来申し述べました減刑であり、最終的には大赦という恩赦の実行であったということになるものと理解をいたしております。

阿具根登君 それでは、その当時、台湾におい徹底抗戦を叫んで、そして、二十年の八月の十八日までですか、夜間訓練までやって戦闘機を飛ばしておった、その人たちに対する処分はどういうことになっていますか。

政府委員（安原美穂君） その点につきましては、記録もございませんので、裁判が行なわれたかどうかはわかりません。

阿具根登君 行なわれておらないわけなんです。これは事実それに参加した人が私のところに実情を訴えてきております。そうすると、この小園部隊というのは、わずか二日間か数千枚のビラをまいただけで終身禁錮になっておる。台湾では、内地が降服しても台湾は降服しない、最後まで戦うといって、終戦直後から十八日まで夜間訓練までやっておる。それからもう一つは、海軍の第五艦隊は出撃しているんです。天皇の終戦の放送を聞いたあとに第五艦隊は特攻で出撃しておるわけです。そういう人たちは何の処分も受けていないわけです。そうすると、何かおかしいとお思いになりませんか。その当時は、御承知のように、上官を殺したり、あるいは宮城になだれ込んだりした、そういう人たちもありました。しかし、この部隊というのは、ただ降服はやっちゃならないんだというビラをまいただけなんです。たまたまアメリカの司令部が厚木に基地を置くと言ってきたから、アメリカに対する気がねからこういう裁判がなされたものだと私は思っておるわけなんです。そうじゃなくて、より以上やった連中は、何もさばきを受けていない。この人たちだけやられている。これは私はどうしてもうなずけないのですが、それはどういうふうにお考えになりますか。

政府委員（安原美穂君） 口はばつたいうでございますが、およそ犯罪が行なわれたときにすべてが検挙、処罰がなされておりますならば最も公平が期せられたわけでございますが、そういうことはなかなか言うべくして行なわれないことで、そういう意味において、小園さんだけがやられたということは、そういう意味での公平という観点から見ればまことにお気の毒であるということになるのではないかと思うのでございま

すが、まさに、国家は、そういうことも考え、あるいは敗戦という事態も考えまして、先ほど来たびたび申し上げますように、適法に行なわれた裁判を、恩赦、最終的には大赦ということで赦免したことによって国のそういう意味での気持ちをあらわしておるというふうに理解しておるのでございます。

阿具根登君 そういうように、何かもう大赦、恩赦で出たから何でもないじゃないかと言うけれども、その人の履歴には一生つき回っておるわけですね。そして、恩赦、特赦で赦免になったというなら、それなら遺族に遺族扶助料でも復活しておるかというと、復活していないでしよう。これは法律によって二年以下の刑以外は復活することはできないのです。

それで、ここでお尋ねいたしますが、二十年の八月十五日以降、旧軍法会議における処刑者の罪名並びに刑期人員簿というのがございますが、全員で二千三百二十三名やられています。その中に、大赦令に該当しない罪というのがあります。これは別におきます。私は、そういう何もかも一切をパーにしろと言っているわけじゃないのです。たとえば同じ軍法会議であっても、御承知のように、一般刑法で処分されておる人たちもあるわけです。極端に言えば破廉恥行為その他のやつもあります。何もかもそうだということで言っておらない。ただ、純軍隊の問題について、たとえば抗命の罪というのがあります。これは九十名ある。そのうち二年以上の人が二十七名、このうちおそらく恩給あるいは扶助料をもらっておる人は一人もいないと思います。さらに暴行脅迫が二つに分かれておって、たちの悪いのは大赦令に該当しないといわれておるのが三十名ある。その他大赦令に該当して免罪になった人が二百五十九名ありますが、その中の七十四名は復活していない。さらに逃亡の罪、これは五百一名あります。そのうち四十名は、これは二年以上の刑だから、恩給あるいは遺族扶助料も復活しておらない。罪名不明というのがある、百四十四名、どういう罪名かひとつお知らせ願いたいと思うのですが、そのうちの半分七十名は二年以上の刑で、この人たちも遺族扶助料も何ももらっておらないはずなんです。そうしますと、最初から言ってありますように、もう戦争が終わって二十八年、しかも、軍隊はもうないのだと。その昔の軍隊の裁判によって今日も何の恩典も浴されておらない。履歴には罪名が明らかに残っておる。これで、一体、いいのだろうか。局長は法できまつておるからしかたがないとおっしゃるなら、法を変えればいい。二十八年もたって、戦争はもう一切やりませんといって、文化国家だといわれておる。そして、最高の位にあった方々は遺族扶助料をもらっておられる、二十八年間、その命令によってやった方々は、終戦後のどさくさでほんとうの裁判も受けられずに、たった一日か二日で弁護人もおらずにきましたそれで今日まで泣いておる姿がこの姿なんです。これは、大臣、何とかしようとお思いになりませんか。法律が悪かったら、法律を変えようじゃありませんか。

政府委員（安原美穂君） 阿具根先生のおっしゃることは、そのあたたかいお気持ちはよくわかります。しかしながら、この前からずっと検討いたしておるのでござりますけれども、政府としてあるいは国の制度としてやり得る最大限のことは大赦ではないかというふうに思うのでございます。と申しますのは、最も根本的に裁判があったという事実を消すということは、これは神であってもできない、不能のことでございます。したがって、そういう裁判があったという事実は消せない。消せないですが、次にどういうことができるかと申しますと、そういう裁判は無効であったということをさかのぼって無効にするということであろうと、こう思うであります。大赦というのは、御案内と思いますけれども、大赦をしたときから将来に向かってなかりしことをするわけです。もう一つは、裁判当時にそういう裁判は無効であったというふうにさかのぼって消してしまう、法律的にそれを消すということが考えられるわけで、それを真剣に考えたわけでありますけれども、そういうことは、国家に革命があったとか、あるいは日本国が外国に併合されたというような、いわゆる国家としての同一性を失ったというときにおきましては、すべての過去のものをなくしてしまうということが考えられるわけでありますけれども、敗戦という異常な事態はございました、新憲法というのはございましたけれども、私どもが考えますのに、日本国家としては同一性を維持してあるのじゃないか。同一性を維持してあるとすれば、その同一性を維持しておった戦時中あるいは戦争直後のことであったとしても、その同一性を維持しておった国家において適法に成立了裁判機関の裁判というものを、これをさかのぼってバーにするというか、無効にするということは、それはどうも行政や立法ではできない。司法の行なった事柄を全部無効にしてしまうということは、国家の同一性があるということを前提にする限りできないのではないかというように考えたのでございます。したがいまして、どうしてもその後における社会情勢の変化によってその裁判を修正するという道は、やはり、残念と申しますか、遺憾ながら、恩赦という制度以上には出ないのじゃないかというのが、一応事務当局の結論になっているわけです。あと、遺族扶助料とか年金というような問題は、むしろ、司法制度の問題ではなくて、立法政策として無責任で総理府に責任を転嫁することになるかもしれません、それはまだこれからどういうふうにするかということはとれますけれども、適法に成立した裁判をさかのぼって無効にするということは、どうしても国家としての同一性を維持している限りはできないというのが法務当局の事務当局の意見でございます。

阿具根登君 法の番人としてそういうことを言われるのはわかりますけれども、巖窟王といわれたあれは五十年たって裁判をやり直したんですよ。あなたの意見であれば、そういうことはできないんです。まして、私が言っておるのは、戦前戦中のことを言っ

ておるわけじゃないんです。戦後のやつは不公平があると、これは公平じゃないんだと、そのころはお互いの気持ちがそういう問題じゃなかったんだと、だから戦後のやつはいわゆる無効にしなさいと。一切がっさいを戦前からさかのぼってやれと私は言ってあるわけじゃありません。明治憲法のもとで軍隊が認められて、そして軍法会議が認められてやってきており、その間の問題はこれは消すことはできないと私は思っております。しかし、戦後いわゆるもう陸軍の統制が乱れてしまったそのとき、ただ法務官だけが何人かがおって、そして実情調査もやられたい。今日考えてみても、一日や二日で結論が出る裁判がありますか。何年とかかっておるじゃありませんか。それに弁護士もおらない。少佐以上は二名づくように大体なっていたんです。それを、弁護士もついておらなくて、たった二日間で、しかもそのすぐあとには大赦令まで出ているんです。そういうときにこういうのをやられたのが正しいと私は思わないんです。しかし、それは法が悪いんだとおっしゃるなら、法を変えねばならぬじゃないですかということを法務大臣に私は言ってあるわけなんです。だから、私は、これは非常に片手落ちでもあるし、日本の恥部だと思うわけなんです。そういう裁判がいまも生きておる、それも二年以上のものはだめだという法律があるためにどうしてもできないんだとおっしゃるならば、私がいま指摘してある百八十四名の中にもそれに該当しておらない人がおそらく四分の三ぐらいあると思うんです。四分の三ぐらいは年限から考えても若い兵隊さんでおそらく資格はなかったかもしれないけれども、資格のある方がいまでも泣いておられる。大体、今度の憲法の精神というものは、法の精神というのは、疑わしきは罰せずということが根幹になっておるはずです。公害でも、疑問のある人は、これは公害で弁償しなさいということを言われておるわけです。すると、こういう疑いのあるやつを、法務省だけはがんとしてだめですと、こういうことでいいだろうか。それができなかつたら、どの法律をどう変えなければならぬと。これは私たちの責任ですから。しかし、皆さんのはうでもこの修正を提案する権利はあるはずなんです。まして、大臣もおられる。どうしてこういうのを救ってやれないのですか。

政府委員（安原美穂君） いま、阿具根先生のお話の中に、間違った裁判というお話があったように思うのですが、この軍法会議の裁判につきましても、個々に具体的にその事件の裁判が間違っているという意味のことがわかる場合には、昭和二十七年の四月二十八日、すなわち平和条約発効の日まで、軍法会議の裁判につきまして、法令の適用の誤りがあれば非常上告の道、それから事実の認定に誤りがあるという証拠が見られれば再審の道というものが開かれておったわけであります。そういう制度、いわゆる具体的な事件の救済につきましては再審、非常上告の道が開かれておったわけでありますが、幸か不幸か、一件も再審、非常上告の申し立てがなかったという事実がござります。

阿具根登君 あなたは法律家としてそういうことをおっしゃるけれども、全部法律家じゃないんです、あの当時の軍人ですね。私も十年近く軍隊におったんです。軍隊から一ぺんそういう判決をされてから、たとえそのあとでまあ法律で裁判してもいいですよと言ってきてても、それをやるだけの考え方ではない。そこまで軍隊の規律というのはきびしかったんです。何ば自分に不利であっても、泣いてそれを受けたのが現実です。それに抗するなら、自分が腹を切る以外なかったんです。そういう状態も何もお考えなく、なぜそのときにやらなかつたと、そういう状態も一片の考えもなくてそういうふうに冷たい解釈をされるのが、こういうのがいまでも残つておる証拠だと私は思うのです。そういう状態じゃなかつたんです、御存じのように。駐留軍がおつたんですよ。その中で、それなら、この人たちが駐留軍進駐反対を叫んだ人がやるだけの勇気があつたと思いますか。政府はまたそれを受け立つだけのかまえがありましたか。法務省にそれをさばくだけの力がありましたか。ないはずなんです。それをいまのような考え方であなたそうおっしゃるけれども、そういうことは当時できっこない。いまだつたらやるでしょう。しかし、そのころはまだ駐留軍がおつて、日本人がこういうことでも言つてありましたか。言えなかつた時代でしょうが。それを、あなた方は、法の一片のたてまえだけで、助けるということは一切考えておらない。どういうお考えでしょうかね。まだ昔のようなお考えですか、あなたは。

政府委員（安原美穂君） 私は人間としては決して冷たい男だとは思つないのでございますが、先ほど来るる申し上げますように、法律の制度の解釈としてはこうならざるを得ないという、冷酷な法律と申しますか、そういう実体を申し上げておるわけであります。国の反省といたしましては、制度としては、何べんも申し上げますように、同一性のある限りは、恩赦という制度が国がそういう反省を示す唯一最大の制度であるというふうに考えておりまして、そのことを国としてはすでに小園大佐に対して大赦ということでしたと。刑事司法の分野においてはそれ以上のことはできないんだということを申し上げておるるであります、遺族の方々に対しての救援の措置を伸べられないというようなことまで立ち入つて申し上げておるわけではございません。

阿具根登君 そうすると、大赦で確かに仮出獄はされておると。しかし、それから四、五年たつて、二十七年ですか、お亡くなりになつておるわけですよ。そして、その遺族は、鹿児島で反逆の罪を問われていまださびしく墓を守つておるわけなんです。それなら、大赦でそこまでやるなら、なぜ遺族扶助料を復活してやらないかということです。せめてそれが情けじやありませんか。時の元帥やら大将やらという人たちは、全部、遺族は遺族扶助料をもらっておるじゃありませんか。その部下である大佐が、その

人たちが、日本には降伏はないんだと、日本は勝つか死ぬかだという教育をしてきておつたんです。それならば、そのくらいの反抗をする人がおつてあたりまえです。どこの国でもそうだと思うのです。そうすると、それなら、大赦がきましたなら、大赦のときに二年以上はだめだといつて今日まで二十七年間も全然遺族扶助料も出さずにおつて、それでいいかというんです。私の終戦直後からのやつはパーだというのは、あなたの感覚としては無理だとおっしゃるならば、平行線でいいです。しかし、大赦になつたこの人たちに、なぜ遺族扶助料ぐらい復活してやらないのか、これを私は言っておるわけなんです。

政府委員（平川幸藏君） この問題につきましては、実は先ほどからお伺いしてありますけれども、問題はいろいろあると思います。たとえば恩給法の改正をやること自体が一つの方法ではありますけれども、すべての方法ではないということも言えると思います。私、資料は持つておりませんけれども、六十九名だと思いましたが、厚木航空隊の人たちで、もし恩給法を改正いたしましても、救われるのは、厚木航空隊の司令であります小園大佐だけでありまして、ほかの方は在職年がございません。在職年がないときには恩給は給付されませんから、結局、そういうことで救われるのは一人だということになるわけです。

それでは、恩給法ではどういう考え方でそうやっておるのかと申しますと、先ほど先生が言われましたように、二年以下の刑に処せられた場合におきましては、これはいわば軽罪でございます。軽罪の者につきましては、終戦の前後を問わず、すべて恩赦になりました者につきましてはこれは恩給権を復活させてあります。

いま先生の御指摘のように、では恩給で救う方法はどうかと言われますと、二年をこえる者につきまして恩赦を受けた場合におきましては恩給権を回復するというような法律改正をすれば可能ではあります。しかしながら、これは私の現在の時点における考え方でございますけれども、恩給という制度は、先生も御承知のように、昔の官吏制度のもとにおける判任官 雇員には適用されません。それから軍人、教育職員、こういったいわゆる、何と申しますか、国家に対して忠節を尽くしたという人たちに対する国家保障でございます。したがいまして、一面において相当過酷な規律を課しておるわけでございます。それが、いま申し上げましたように、恩給法九条におきまして、二年をこえる刑に処せられた場合においてはすべて無条件に支給をとめる、こういう規定になつておるわけであります。そういうことでござりますから、たまたま二年以下の者につきましては五十一条におきまして在職年を失つて恩給権を失つた人が続出したわけであります。しかし、二年以下の人につきましては、これはいわば軽罪でございますから、この人たちにつきましては執行猶予というのもつくわけでございますから、こういう人たちに対しましては法律改正によりましては恩赦があつた場合にのみ恩給権を復活さ

せる、こういう措置をとってきたわけでございます。

したがいまして、恩給法のもとにおける平等という観念でいきますと、もしそういう改正をするということになりますと、単に終戦後の問題だけではなくて、終戦前の問題につきましても、先ほど申し上げましたように、二年以下の者につきましては終戦前のものにつきましてもやってありますから、そういう問題に実は直面するわけでございます。そうしますと、極端なことを申し上げますと、非常に刑期の長い人につきましても、大正十年ころの方でありますと、恩赦があった場合におきましては、これはすべて恩給権を給付するという結論にならざるを得ない。そうしますと、恩給法としては基本的な問題に触れまして、実は、この問題につきまして、私、二年ほど前からよく聞いて知っておりますが、局内においても、総理府内におきましても、いろいろ検討はしておりますが、非常にむずかしい法律的な問題があるわけでございます。そういうことで、検討はしておりますが、われわれといたしましては、今後どう考えていくか、さらによく研究はいたしたい、このように考えてある次第でございます。

阿具根登君 むずかしくなかったら、今日こんな問題が残るわけはないんですね。むずかしいから、だから、むずかしくないので一緒に引き延ばすというのは、仕事をやらない証拠なんです。やれるところだけやって、どんどんくずしていかねばならぬと私は思うのです。

それで、この厚木航空隊の問題でも、恩給がついているのは小園大佐だけだとおっしゃるけれども、ほかの人たちがもしも官公の職についた場合は、これは年限がつながるでしょう、引き継ぐでしょう。そうすると、その人たちも全員これは何らかの恩典に浴するわけなんですよ。ただ小園大佐だけじゃないんですよ。三年なら三年、五年なら五年勤務しておった人が、別の公職についた場合は、これはつながるでしょうが。だから、あなたの考えは、極端から極端へ行っておられるわけですよ。救うというのが前提に立っておるなら、そういう議論にはならないんで、恩給のついておらぬやつはほっておけ、何も得はないじゃないかと、そういうことをあっしゃると、知らない人はそうだと思うのです。幸い私が少し知っておったからこれでいいわけなんです。たった一人のために叫んであるようになるわけなんです。そういう意味で言っておるわけじゃないんです。その人がそういうのを復活されたというだけで、その人の名誉がどこまで復活されるか。私はそれで完全とは思わないけれども、しかし、いまおそらく世の中で相当な地位で皆さんやっておられると思うのです、相当な年輩の方ですから。それにそのくらいの復活がどうしてできないのか。ほんとうにこれはやってやろうと思うなら、できないことじゃない。それが前提になっておらないから、さあ、大正時代にさかのぼらにやいかぬとか、明治時代にさかのぼらにやいかぬとか。そんな明治なんかは、巖窟王じゃないけれども、ほとんどおらないですよ、私が明治の最後の人間ですから。大正なんかだって何

人ありますか。わずかなものですよ。やろうと思ってできないことじゃないと思う。やろうというのが先に走っておらないからできないんです。私はそう思うのですが、どうですか。

政府委員（平川幸藏君） 私の表現がちょっとまずかったと思いますけれども、私が言いたかったのは、恩給がただ一つの方法ではないということをちょっと申し上げたかっただけなんです。もちろん、そういう措置をとりますと、再就職しているような人につきましては、したがって非常にくなるわけでございます。もちろん再就職していない人についてはこれは影響がございませんが、そういう点は先生もよく御承知のことだと思います、私もそういうつもりで申し上げたわけであります。

ただ、私の申し上げたかったのは、恩給法のもとにおける公平という考え方からいきますと、問題といたしましては、そこまで恩給法本来の制度として内在しておる考え方がある程度くずれるのではないかという一つの考え方もあるわけでございます。そういうことについてどういう程度まで考えれば恩給法のワクをくずさずにやれるかどうか、これは十分検討させていただきたい、こういうことでございます。

阿具根登君 そこで、最初申し上げましたように、私はずっと戦前からさかのぼれと言っておるわけじゃないんです、最初から言ってあるように。戦後の軍法会議というものは、皆さんだって、まあ法に間違いはないけれども、全然ミスがなかったということは言えないでしょう。そのころの環境を考えてみてください。まして、弁護士もおらない、たった一日か二日で終身禁錮なんて、そんなことがいまの刑法で考えられますか。いまやれますか、そんなことを。そんなことはできないでしょう。そういうことをやられておるんだから、戦後のやつを全部やっても百八十四名しかいないんです。百八十四名ですよ、全部やっても。戦後の裁判でやられた人二千三百二十三人のうちに百八十四人しかいないんですよ。これができないということは、やらぬということなんです。どこが障害になっておるか。障害になっておるなら、法務大臣もおられますから、それじゃその法律はひとつ改正しようということでやつたらいいいじゃありませんか。百八十四名ですよ。できないということはないと思うんです。やらないからできないんです。

政府委員（平川幸藏君） 先ほどの答弁の繰り返しになるかと思いますけれども、私が申し上げましたのは、人数の問題よりも、むしろ、戦前戦後を通じてそういう方に対する処遇をいかにすべきかという問題ではないか、そういうことについて実は苦慮しておることで申し上げたわけであります。やはりこれは検討問題でございますが、終戦後のものについてやるということが恩給制度をくずさずにやれるかどうかということがまず第一に検討問題で、もしそういうことがやれるならば、やはり終戦前

のものまでやるべきではないかという考え方もありましょう。そこまで割り切っていくという考え方もあります。そこまでいきますと、先ほど申し上げましたように、じゃ、どの程度までやるのかという問題もありますし、思い切って恩給法ができました大正十二年までさかのぼるということにいたしましても、現在二年以下の者につきましては大正十二年までさかのぼってありますから、二年以下の恩赦があった者につきましてはやはり大正十二年までさかのぼってあります以上は、やるとしたらそこまでやらなければなるまいかとは思います。だから、そこら辺をどの程度までやっていくのが恩給法の精神に沿った処遇のしかたであるかどうか、実はこれは非常にむずかしい問題でございまして、私どもも、まあ日夜と言えば大げさでございますけれども、しつちゅういろいろ相寄り相検討はしてある問題でございまして、先生がいま言われましたように、むずかしい問題だからこそ現在まで残つてあるわけでございまして、今後とも恩給法のワクというものをやっぱり考えながらわれわれ仕事をしなければなりませんから、そういうことを頭に置きながらいろいろ検討してまいりたい、こういうことでございます。

阿具根登君 これは少し事情は違いますけれども、じゃ、先般は、敵前逃亡だといって罪に問われた人たちが全部無罪になったじゃありませんか。敵前逃亡だと。これは少し事情は違います。しかし、それも裁判の誤りであったから、総理大臣からまで親書が行つてあるじゃないですか。お断わりの手紙が行つてあるじゃありませんか。それなら、この小園大佐の問題でも、たった二日間でやられて、そして弁護士一人もつけてなかつた。こういうやつが正しいんだ正しいんだと、こうおっしゃるけれども、それじゃ、敵前逃亡で今度は無罪になって総理大臣からお断わりの手紙まで行つたのは、一体、どういうことなんですか。同じじゃありませんか。だから、やろうと思えばできるんでしょうが。やろうと思わないからできないんです。これはほんとうはあなた方は御存じ思つてているのですけれども、これは敵前逃亡じゃないからこういうことになつたんだけれども、敵前逃亡だったら、昔は死刑ですよ、ほとんど。上官の命に服しなかつたのは死刑じゃないんですよ。そういうのも、これは法のミスだったと、間違つたということになつたら、きれいにあなた取り消したじゃありませんか。それなのに、どうしてこれだけそういうふうにだめなんですか。

政府委員（平川幸藏君） ただいまの問題につきましては、これは先ほどから議論されておりますように、刑の言い渡しの効力を、根っこから、何と申しますか、無効にするかどうかという問題でございまして、この問題につきましては、私としてはこれについて発言する地位にございませんので、私としては申し上げられないところでございます。恩給につきましては、先ほど申し上げましたように、恩給法のワク内の問題として検討はさせていただくと、こういうことでございます。

阿具根登君 これでやめますが、まあ平行線ですが、ひとつとにかく考えていただきたいと思います。私たちは、これにつきましては、もっと深い考えを持っております。どうせ皆さんとんと論争したいと思っておりますが、せめて私は、きょう、皆さんの考えの中から、この前は逃亡であったのも間違いであったからといって取り消しになつたんだから、あるいは恩給ぐらい復活してやると、そうして残り少ない人生をさみしく墓守しておる奥さん方に喜んでいただけるような皆さんのがたかい心があるかと思ったけれども、当局にはその考えはない。だから、大臣に私はお尋ねをするのですが、どうですか、どうしてもこれはできないですか、この種の問題が。基本的な問題は別ですよ。しかし、先ほどから申し上げてありますように、今日まで敵前逃亡だという罪名で泣いてきた人も、助かったじゃありませんか、法の不備だったということで。そうするなら、この種の問題は、何も逃亡したわけじゃない。武器を持っていったわけでもない。これはいつも言われてありますけれども、いま小野田さんの生死を確かめるために政府も国民も一生懸命やっておるじゃありませんか。横井さんが帰つてこられたときは、長い間ジャングルで御苦労さまでしたといって厚生大臣が飛行場まで出迎えに行つたじゃありませんか。昔だったらこれは処分ですよ。それを行なわれておるんですよ。いまはそうじやない。そうしちゃならない。横井さんをあたたかく迎えてくれたから、非常にみんな明るくなつたんです。非常にみんながあたたかく迎えたのです。今後も見守つてやらにやならぬのです。当時であつたら罪人、二十八年たつたら厚生大臣がお迎えに行って国民を代表して御苦労さまでしたといつて迎えていたいた。これがどんなに国民に明るい気持ちを与えたか。そういうあたたかい気持ちがあるはずです。そうなからねばならぬはずなんです。それがどうしてこの問題についてがんとしてあなた方はお聞きにならないのか、どうしてもあなた方の心境がわからぬ。だから、これは法務大臣からほんとうにあなたの気持ちをお聞きして、私の質問は終わります。